



建設リサイクル法の概要

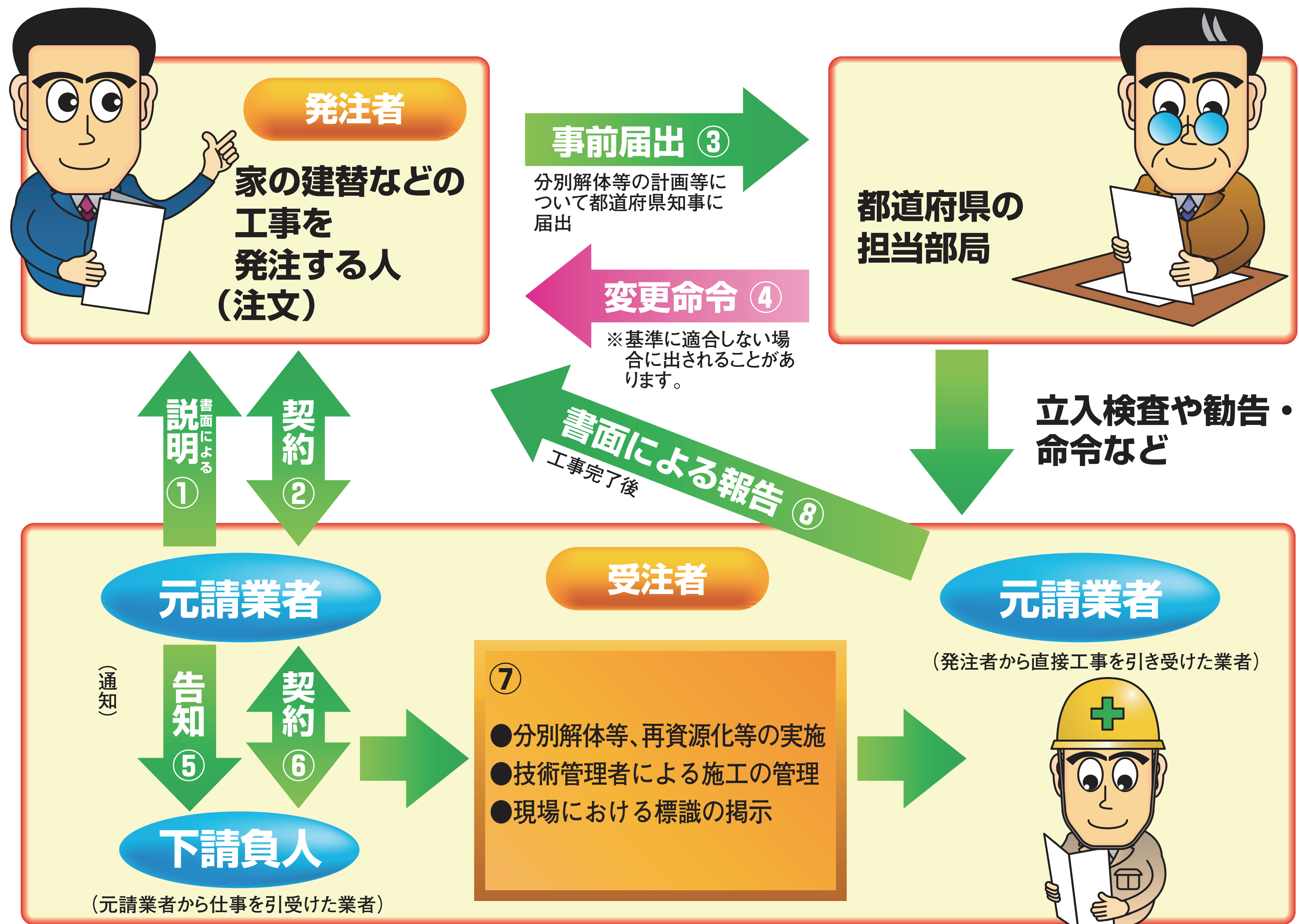
(1) 分別解体等及び再資源化等の義務付け

建築物などの解体工事や新築工事などで、下記の規模以上の工事(対象建設工事)については、発生するゴミ(廃棄物)を種類毎に分別(分別解体等)し、再資源化(リサイクル)等することが義務付けられます。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計500㎡以上
建築物の修繕・模様替等(リフォームなど)	工事金額1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事など)	工事金額500万円以上

(2) 事務手続き

工事の発注から実施の流れ



(3) 建築物の解体工事の実施には建設業許可(土木工事業、建築工事業、解体工事業)または、解体工事業者登録が必要です。